

重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）

1. 事業者（法人）の概要

事業者名称	社会福祉法人府中町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 小 濱 樹 子
所在地（連絡先）	広島県安芸郡府中町浜田本町5番25号 TEL（082）285-7278 FAX（082）287-3467

2. 事業所の概要

事業所の名称	府中町ホームヘルプセンターふれあい
介護保険指定事業者番号	広島県指定3473200156
事業所所在地	広島県安芸郡府中町浜田本町5番25号 ふれあい福祉センター 2階
連絡先	TEL（082）285-7923 FAX（082）236-3463
相談担当者名	管理者 三浦 輝美
事業所の通常の実施区域	府中町

3. 事業所の営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く)
営業日 (サービス提供時間)	午前8時～午後6時までとする (ただし携帯電話により24時間連絡可能) 携帯090-1180-0847

4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業サービスは、利用者の居宅（自宅）に事業所の訪問介護員を派遣して、その有する能力に応じ自立した生活ができるように、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問サービスを提供することを目的とします。
運営方針	サービスの提供にあたって個別支援計画を作成し、府中町地域包括支援センター、居宅介護支援事業所および保険・医療・福祉サービス等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
サービス提供責任者	介護予防訪問型介護の利用に係わる調整・訪問介護員に対する技術的指導並びに個別支援計画書の作成	3名
訪問介護職員	介護予防訪問型介護の提供にあたる (身体介護・生活援助)	10名

6. サービス利用料 (利用者負担額はサービス利用料の1割、2割、3割となります)

第1号訪問事業 (訪問サービス費 地域区分 5級地 10,70円)

	訪問型サービス (I)	訪問型サービス (II)	訪問型サービス (III)
介護費単位	1,176	2,349	3,727
1割負担 (月)	1,259円	2,514円	3,988円
2割負担 (月)	2,518円	5,028円	7,976円
3割負担 (月)	3,777円	7,542円	11,964円

☆ サービス提供責任者の労力のかかる初回時の対応に関して加算がつきます。

☆ 介護職員の処遇に関する措置として介護職員処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算がつきます。

初回加算 (月)		算定要件
介護費単位	200	新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、初回に実施した個別支援計画と同月内にサービス提供責任者が自らサービス提供を行う場合、又は他の訪問介護員がサービスを行う際に同行訪問した場合
1割負担	214円	
2割負担	428円	
3割負担	642円	
介護職員処遇改善加算 (月)		算定要件
介護職員等処遇改善加算 (III)		介護職員の処遇に関する措置として、サービス利用合計単位数に加算率 18.2%を乗じた単位数で算定し利用者負担はその1割、2割、3割となります。

7. 利用料の請求および支払い方法

料金の請求	利用料は、料金表に基づいて計算したサービスの合計金額を翌月 15 日までに請求します。
支払い	請求書の内訳をご覧の上、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ① ゆうちょ銀行の口座振り替えによる引き落とし（20 日または 30 日） ② 広島銀行安芸府中支店の口座振り替えによる引き落とし（20 日または 30 日） ※引き落としに係る手数料は、ゆうちょ銀行 1 件 10 円 広島銀行 1 件 110 円 ③直接現金集金 お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しいたしますので保管下さい。

その他

通常のサービス提供地域以外の地域については、所定の交通費(実費相当)が必要となります。自動車等利用した場合 1 キロあたり 20 円頂きます。

8. キャンセル料について

- (1) お客様の都合によりサービスの利用を中止する場合、できるだけ前々日までにご連絡下さい。
- (2) 前日又は当日キャンセルの場合、事情によっては別表の通りキャンセル料を申し受ける場合がありますので予めご了承下さい。

	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	600円

* ただし、容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は

キャンセル料は不要です

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医及び緊急連絡先の家族にも連絡し、必要な措置を講じます。

10. 損害賠償

事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償保険に加入しています。

1.1. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業に従事するものは、サービス提供をするうえで、知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
------------------------	---

1.2. サービス提供に関する相談・苦情

苦情受付担当者	管理者	三浦 輝美
相談受付担当者	サービス提供責任者	
事業所相談窓口	広島県安芸郡府中町浜田本町5番25号 ふれあい福祉センター内 TEL (082) 285-7923 FAX (082) 236-3463	
対応時間	受付時間 午前8時30分～午後5時30分 (土・日・祝日は除く)	
相談場所	事業所事業運営室またはふれあい相談室	

公共機関においても苦情等の申し出が出来ます。

府中町役場 福祉保健部高齢介護課	広島県安芸郡府中町大通3丁目5-1 TEL (082) 286-3233 (介護認定係) TEL (082) 286-3235 (介護保険係) TEL (082) 286-3256 (高齢者福祉係) 対応時間 8:30～17:15 (土・日・祝日は除く)
---------------------	---

広島県国民健康保険団体 連合会 (介護保険課)	広島県広島市中区東白島町19-49 TEL (082) 554-0783 FAX (082) 511-9126 対応時間 8:30～17:15 (土・日・祝日は除く)
----------------------------	--

※広島県国民健康保険団体連合会は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

府中町ホームヘルプセンターふれあいに関する苦情・相談について

府中町ホームヘルプセンターふれあいに関する苦情・相談について

苦情処理窓口	府中浜田本町5番25号(ふれあい福祉センター2F) 府中町ホームヘルプセンターふれあい(電話082-285-7923) 担当者 三浦 輝美 (管理者)
苦情処理を行うための処理体制	<pre> graph TD User1[利用者等] -- "(相談・申し立て)" --> Fureai[府中町ホームヘルプセンターふれあい] Fureai -- "(内容処理困難ケース)" --> Town[府中町] Fureai -- "(用件審査・受付)" --> Handler[苦情処理担当者] Town <--> "(国保連)" Keihoken[国保連] Town <--> "(適正化委員会)" Keihin[適正化委員会] Handler -- "(報告)" --> Respon[苦情解決責任者] Handler -- "(処理結果・報告等)" --> User2[利用者等] Fureai <--> "(居宅介護支援事業所)" Jyaku[居宅介護支援事業所] </pre>
府中町の窓口	府中町高齢介護課介護保険係(電話082-286-3235)
広島県の窓口	広島県国民健康保健団体連合会(電話082-554-0783)